

# 奈良県国民健康保険運営方針の概要

## 第1 策定の趣旨

【国民健康保険の現状と課題】 以下の構造的課題がある。

- 被保険者の年齢構成が高く医療費水準が高い
- 低所得者の被保険者が多く所得水準が低い
- 小規模保険者が多く財政が不安定となりやすい
- 保険料水準が市町村ごとに異なり、保険料負担に不公平が生じている など

構造的課題  
への対応

【改正法による国民健康保険の県単位化】

国民健康保険法が改正され、平成30年度から、県と市町村がともに国保運営を担い、県が財政運営の責任主体として国保制度の安定化を図ることとされた。

【奈良県が目指す県単位化後の姿】

- 県は、市町村、関係機関等との連携・協働のもと、県民の受益である地域医療の提供水準と県民負担の双方を俯瞰し、その量的・質的均衡を図る取組を行っていく。
- 上記を前提として、県民負担の公平化の観点から、「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となることを目指す。

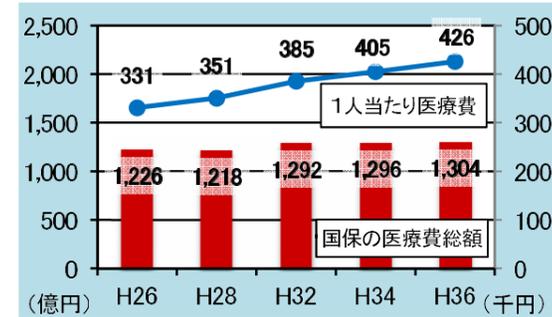
## 第2 基本的事項

本運営方針は、県が市町村とともに国保の安定的な財政運営並びに国保事業の広域的で効率的な運営の推進を確保するために策定するもの(国民健康保険法第82条の2)  
(平成30年4月1日から適用し、3年度ごとに必要な見直しを行う。)

安定的な財政運営・広域的で効率的な事業運営のための取組

## 第3 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し

【国保医療費の推移と将来見通し】



【保険料(税)等の状況】

	平成28年度	最高	最低	差
1人当たり保険料(税)	119,535円	63,440円		1.88倍
収納率		100%	91.67%	8.33ポイント

平成28年度	実施市町村数(率)
決算補填等目的の法定外繰入	6 (15.4%)
前年度繰上充用	6 (15.4%)

財政収支の改善に向けた取組

【財政収支の改善に係る基本的な考え方】

一部市町村において行われている決算補填等を目的とした法定外繰入や前年度繰上充用は、「保険料方針」(後述第4)の策定・実行により、平成30年度以降は解消を図る。

【赤字解消・削減の取組】

赤字が生じた市町村は、その要因分析を行い、保険料(税)改定等の取組を定める。

【県国民健康保険財政安定化基金の運用】

保険給付増や保険料(税)収納不足となった場合には、県及び市町村に対し貸付又は災害など特別な事情が生じた場合に交付を行う。

## 第4 標準的な保険料(税)の算定方法

【現状】 保険料水準は市町村ごとに異なり、算定方式も市町村ごとに異なっている。

【基本的な考え方】

被保険者の負担の公平化を図るため、「同じ所得・世帯構成であれば、県内のどこに住んでも保険料水準が同じ」となる県内保険料水準の統一化(平成36年度完成)を段階的に進める。

【標準的な保険料(税)の算定方法】 以下の算定方法で県内統一化

賦課方式	3方式(介護納付金分は、2方式)
賦課割合	所得割:被保険者均等割:世帯別平等割=50:35:15(介護納付金分は、所得割:被保険者均等割=50:50)
標準的な収納率	市町村ごとの直近3年間(平成26~28年度)の収納率の平均値(3年後見直し)

※保険料水準の統一化を目指すこととし、市町村ごとの被保険者の医療水準は反映しない。

【保険料方針の策定・実行】

平成36年度の統一保険料水準を目指して、各市町村で計画的・段階的に保険料(税)の改定を実施できるよう、市町村ごとに県と市町村が協議のうえ、「保険料方針」を策定し、実行(3年後見直し)

【激変緩和措置】

各市町村が上記の保険料方針に沿って計画的・段階的に改定が実施できるよう、平成35年度までの6年間、制度改正等に伴って保険料(税)収納必要額が増加する市町村に対して激変緩和措置を実施

## 第5 保険料(税)の徴収の適正な実施

安定的な財政運営と被保険者の負担の公平性確保の観点から、徴収事務の適正な実施と収納率の市町村格差是正を図るため、収納対策の充実・強化に取り組む。

【収納率目標(平成30~32年度)】 ※3年後見直し

被保険者数規模区分	1万人未満	1万人以上5万人未満	5万人以上10万人未満
収納率目標	97%	95%	93%

【収納率向上に向けた取組】

- (仮称)国保事務支援センター(後述第8)における共同実施(保険料(税)収納コールセンター設置、口座振替勧奨等の効果的な広報・啓発の実施 など)
- 県内外の先進事例を参考として効果の高い収納対策を標準化し、全市町村でその取組を推進

## 第6 保険給付の適正な実施

保険給付の実務が法令のルールに従って確実に行われ、必要な保険給付が着実になされるよう、県、市町村等が連携して保険給付の適正な実施を一層推進

- 療養費の二次点検
- 第三者求償
- 不正請求に係る返還請求 など

## 第7 医療費の適正化に関する取組

被保険者の負担軽減と安定的な財政運営のため、県、市町村等が連携して医療費適正化対策の取組を推進

- レセプトデータ等を活用した医療費分析と分析結果の具体的活用
- 後発医薬品の普及促進
- 糖尿病性腎症重症化予防対策
- 特定健診・特定保健指導の実施率向上の取組 など

## 第8 事務の広域的及び効率的な運営の推進

国保連合会内に「(仮称)国保事務支援センター」を設置し、現在市町村が行っている事務の共同化や、効果・効率的な医療費適正化の取組の県域展開を推進

- 収納対策に係る共同実施(保険料(税)収納コールセンター設置等)
- 医療費適正化に係る共同実施(後発医薬品の普及促進等) など

## 第9 医療・介護分野一体の取組

- ・県民の受益である地域医療の提供水準と県民負担の双方を俯瞰して県が中心となってその量的・質的均衡を図る取組を、医療・介護分野一体で推進
- ・県民・患者・利用者の視点に立って、県域全体での医療・介護サービスの受益の均てん化の取組とあわせて、国保において、県域全体での保険料負担の公平化を目指す。
- ・第3期医療費適正化計画、高齢者福祉計画及び第7期介護保険事業支援計画、第7次保健医療計画、なら健康長寿基本計画及び地域医療構想との整合性を図りながら、関連するサービスを総合的に推進

## 第10 関係団体との連携

本運営方針に掲げる施策を円滑に実施できるよう、県、市町村、国保連合会及び関係団体と連携を図る。

- 県・市町村・国保連合会の実務担当課長等で構成する「奈良県国民健康保険市町村連携会議」を開催
- 医師会、歯科医師会、薬剤師会、保険者協議会等の連携